

## 令和4年第4回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和4年4月27日（水） 午前9時00分～12時00分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員（12人）

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	池田	善之
	2番	蓑手	幹夫
	3番	樋ノ口	正信
	4番	川畑	千秋
	5番	西	美香
	6番	木場	由美子
	7番	野元	京子
	8番	古賀	久美子
	9番	西村	四男
	10番	外薦	健藏

出席農地利用最適化推進委員（3人）

串木野地区1	藤園	宗男
串木野地区2	井手迫	正博
市来地区	永井	美治

出席職員 平川局長、篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員（2番 蓑手 委員・3番 樋ノ口 委員）

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第8号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知（2件）  
について

日程第2 議案第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請（5件）について  
日程第3 議案第23号 農地法第4条第1項の規定による許可申請（1件）について  
日程第4 議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請（7件）について  
日程第5 議案第25号 農地法第5条事業計画変更に係る申請（1件）について  
日程第6 議案第26号 非農地証明願（3件）について  
日程第7 議案第27号 農用地利用集積計画（一括方式）案（6件）について（新規6件）

## 会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和4年第4回いちき串木野市農業委員会総会を開会いたします。まず始めに、会長よりあいさつをお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 本日は、開会に先立ちまして、令和4年度の農政の重点施策について、農政課の皆様に、ご説明をお願いしております。農政課の皆様よろしくお願ひします。

農政課長 (職員紹介及び説明)

局長 どうもありがとうございました。何か質問等はありますか。

農政課職員 (質問等に関する回答終了後)

局長 農政課の皆様、ありがとうございました。

(農政課職員退席)

会長 今から総会に入りますが、入る前に、この前研修会があった時の資料をお持ちでしょうか。農業会議の〇〇専務が話をされた中で、農業委員と推進委員の役割分担等の資料を、持ていらっしゃったら出してください。今まででは総会の審議の中で、推進委員さんは発言ができないということで会議をしてきたんですが、その資料の中に、推進委員も総会の中で意見を言えるということを書いてあるんです。特に農地の貸し借りの3条関係については、関わり合いがある場合もあるかと思います。今まででは、発言ができないということで、止めていたんですけど、この資料や農業委員会法を見てみると、第29条に「推進委員は、総会又は会議に出席して、意見を述べることができる」と書いてあります。ですので、議案の中で、質問や意見を述べる場面が出てきた場合には、推進委員さんから発言をしてもらうということです。

久木山委員 会長いいですか。農地等の権利移動等第3条の許可に関わる現地調査及び農地転用許可、農地法4条、5条の現地調査は農業委員ですね。

- 会長 現地調査はですね。
- 久木山委員 議案の現地調査をするのは農業委員ですよね。これは農業委員しかできないわけで、これに対して推進委員は発言できないと思いますけど。
- 会長 現地調査は直接はそうだけど、それに関わる、かねての推進委員の活動の中で、その案件については、こういった事情があるとか、こういうところに配慮をしてくださいとか、特別に意見があるのであれば出していいんじゃないかな。そういうことも踏まえて農業委員の方で判断をして許可を出す、出さない、そういう審議のあり方がいいんじゃないかなと思っているんですけど。
- 久木山委員 そうすれば、推進委員も見て回らないといけないんじゃないですか。
- 会長 いいえ、推進委員はかねて活動をしていますから。
- 久木山委員 推進委員もかねてずっと見て回らないといけないんじゃないですか。そこは推進委員の方も難しいんじゃないですか。推進委員の方、いかがですか。
- 永井推進委員 カねて見て回っている中で、ここはこういう事情があったよねということは、わかっている訳ですよね。そこが、3条で出てきたときに、ここの部分はどうでしたかという質問はできると思うんですよ。
- 久木山委員 今までのところで、そういうのがありましたか。
- 永井推進委員 1件ありました。この前、ちょっと待ってと止められたところがあるんですが、今まで人参農家さんが、あそこを借りられて作られていたんですが、贈与で変わったんですよね。それは、今まで人参農家さんが作っていたんだけど、それとの関連でよかったですでしょうかという質問をさせてもらったんです。そこらへんは現地調査に行く人はわからないかもしれないですよね。現地だけを見て、事情はね。
- 会長 先月の総会で、永井さんが議案について質問をされたものですから、本当は私は止めないといけなかつたんだけれども、関連があつたから意見を述べられたんですけれども、ああいう事態がケースによってはあるんじゃないかなと思って、この前の〇〇専務の説明の資料にもそういうことが書いてあるし、農業委員会法にもそういうことがで

きるということになっているもんだから、それを一方的にだめよという訳にはどうかなと思うんですけど、どんなものですか。

井手迫推進委員 ちょっといいですか。

会長 はい。

井手迫推進委員 私はですね、許認可関係については、どうこう言える立場じやないから言わなくていいと思うんですけど、ただ情報としてですね、こういう情報があったよということは、言っていいんじゃないかなと思うんです。

会長 議案に関連してですか。

井手迫推進委員 こうだったんだという情報は言ってもいいんじゃないかなと思います。ただそれから先はちゃんと当事者同士がやって、農業委員の人達が見て、ちゃんとした調査をしているわけだから、それでいいと私は考えます。ただ、先ほど永井さんが言われたような、あそこの場合はこういう流れがあったのになという疑問があって、そういう発言はあっても認めていただきたいと思います。

樋ノ口委員 受付の段階で、そこら辺は詳しくやり取りをしているんじゃないですか。何も話がなくて、はいそうですか、はいこれにしますよということじゃないと思いますんで。そこら辺の情報を相手からいただく、今までの流れはどうなっているのかということも聞かれると思いますので、そこら辺も多少入ってくるし、そこはどうなんですかね。

会長 これまでの審議の経過を見ておくと、どうも事務局が受け付ける段階では、そういう詳しい情報のやり取りが足らないという感じに受け取るんですよ。

川畑委員 いいですか。

会長 はい、どうぞ。

川畑委員 足る足らんじやなくて、今、井手迫さんが言ったように、農業委員じやないと採決はできないんだから。だけれども、こういう状況ですよと、この話はこういう問題がありましたよと言うことは言っていいんじゃないですか。私はそう思います。情報の提供ということで、それで止めないと、それから先はできませんよ。

会長 その情報を基にして、農業委員がいいか悪いかを判断するという、そういった1つの情報提供という形で、もし意見がある場合は、発言してもらうということで、いいですか。

川畠委員 まあ、参考ですね。

会長 今後はそういった形で、推進委員さんからも発言があろうかと思いますので、そういう際には遠慮なく発言をしていただきたいと思います。

局長 それでは、令和4年第4回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。よろしくお願ひします。

議長 それでは、会議規則に基づきまして、私の方で議長を務めさせていただきます。まず議事に入ります前に、事務局より本日の農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員12名で全員出席で、過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々とも、出席されていることを報告いたします。

議長 それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。

これより議事に入ります。まず議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長 それでは議事録署名委員は、2番 萩手幹夫 委員、3番 樋ノ口正信 委員にお願いします。それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。

ただ今から、議事に入ります。まず、日程第1 報告議案第8号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを議題としま

す。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

1 ページをお願いします。日程第 1 報告議案第 8 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知は 2 件 2 筆 992 m<sup>2</sup>です。現在の契約は 1 番は令和 5 年 5 月までと、2 番は令和 9 年 12 月までの利用権設定による使用貸借ですが、どちらもイノシシの被害を受けて耕作が困難であるための解約です。よろしくお願ひいたします。

議長

はい、ただ今事務局から説明がありました。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

久木山委員

すいません、4 月 25 日（月）10 時過ぎから、川畠委員と調査をしておりまして、実際見に行きましたら、田んぼに入る前の道路から石垣を全部イノシシが壊して、田んぼの中の土手の積んである石まで壊している現状です。令和 9 年度までの契約があるんですが、作れない現状であるということで見てまいりましたので、ご報告いたします。

議長

他にご質疑ございませんか。私の方から質問していいですか。合意解約ということですけど、後の利用については、地主さん達は考えていらっしゃるんでしょうか。

棚町主査

事務局です。合意解約のお話がきておりますが、地主さんへの連絡はまだとっておりませんので、まだ把握しておりません。すみません。

樋ノ口委員

いいですか。

議長

はい、どうぞ。

樋ノ口委員

地主さんはですね、誰か使ってくれる人がいればいいんですが、それか買ってもらえないかと言われましたけど、お話を聞いただけになっております。

議長

後の利用がまだ決まっていないということで、もし借りたい人がいたら、借りてほしいという地主さんの意向です。他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長

特にないようですので、日程第 1 報告議案第 8 号農地法第 18 条第

6 項の規定による合意解約通知については、報告のあったとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長

異議なしということですので、日程第 1 報告議案第 8 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知については、報告のあったとおり受理することで決定いたしました。

次に進みます。日程第 2 議案第 22 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は 5 件です。事務局の説明、その後調査委員からの調査報告をお願いし、5 件全て終了後に質疑に入ります。では、No. 1 について、事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

日程第 2 議案第 22 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてです。始めにお知らせですが、8 ページの No. 4 については、20 日の事前検討会にて、譲受人の現在の所有農地の有効活用がされていないことと、営農計画が適切ではなかったために、今月の議案は保留にさせていただき、改善がなされた段階で改めまして議案にあげますので、No. 4 の議案についてのご審議はありませんので、今月の申請は 4 件になります。

2 ページをご覧ください。No. 1 についてご説明申し上げます。譲渡人が譲受人へ、所有する農地を譲渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられます。今回の申請地の隣も、譲受人の所有する畠です。調査は【正】を外薦委員、【副】を野元委員にお願いしております。よろしくお願ひいたします。

議長

はい、それでは現地調査の報告をお願いします。

外薦委員

10 番外薦です。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 No. 1 について、4 月 21 日午後 4 時より本人立会いのもと、野元委員と私が調査を実施いたしましたので、報告します。申請地の位置図は、2 ページ、3 ページになり、農用地区域内農地です。現在、申請地の隣の畠を所有耕作されています。営農計画は、主に椿を 40 本から 50 本植え付ける計画です。椿油として販売する予定ですが、販売できるまで約 4 年から 5 年かかるそうです。既に近くに数年前 200 本程植付けしている実績があります。労働力は常時 2 人で、農機具等はトラクター、草払い機、管理機等を所有されています。自宅からの通作距離は約 20 分程で、問題ないと見て参りましたが、皆様のご審議をよろしくお願

いいたします。

議長 はい、次にNo.2について事務局の説明をお願いします。

棚町主査 4ページをご覧ください。No.2についてご説明いたします。県外に居住する譲渡人から、地元で農業をする譲受人へ所有する農地を贈与したいという申請です。譲渡人と譲受人は、いとこになります。今回の申請地は農用地区域外農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられます。調査は【正】を川畠委員、【副】を久木山委員にお願いしております。よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

川畠委員 4番川畠です。農地法第3条第1項の規定による許可申請のNo.2について、現地実態調査報告をいたします。4月25日午前9時より、行政書士立会いのもと、久木山委員と私で調査をいたしました。場所等につきましては、資料の4ページ、5ページを参照ください。農地区分は農用地区域外農地です。譲受人と譲渡人は親戚関係で、農地を受贈することです。申請地は2筆で、畑と田ですが、田の方も現状は畑の状態です。農作業従事者は1名で、にんにく等を栽培される計画です。農機具は、トラクター、中耕機、刈払機等所有されております。通作距離は約3kmです。なお、近くに他3筆程耕作されております。私どもの調査では申請に何ら問題ないと判断しましたが、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。それではNo.3について事務局の説明をお願いします。

棚町主査 6ページをご覧ください。No.3についてご説明いたします。市外に居住する譲渡人である叔父から、譲受人である甥へ所有する農地を贈与したいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。譲受人は住所を市外に置いていますが、昨年父の農地を相続し、薩摩川内市の職場には実家の照島から通勤して、母と一緒に近所の農地を耕作しています。調査は【正】を川畠委員、【副】を久木山委員にお願いしております。よろしくお願ひいたします。

議長 はい、それでは現地調査の報告をお願いします。

川畠委員 4番川畠です。農地法第3条第1項の規定による許可申請のNo.3について、現地実態調査報告をいたします。4月25日午前9時30分よ

り、行政書士と、久木山委員と私で調査を行いました。場所等につきましては、資料の 6 ページ、7 ページを参照ください。申請地は農用地区域外農地です。譲渡人は譲受人のおじ様にあたり、受贈されるとのことです。労働力は 1 人で、甘藷等栽培される計画です。申請地より 350m の所に実家があり、トラクター、中耕機、刈払機等所有されております。なお、近くに他 4 筆耕作されております。申請に何ら問題はないと判断しましたが、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長

それでは No. 4 を飛び越して、No. 5 について事務局の説明をお願いします。

棚町主査

10 ページをご覧ください。No. 5 についてご説明いたします。譲渡人から、譲受人へ所有する農地を譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。申請地の隣は、譲受人の実家になります。譲受人は所有する農地はございませんが、この申請による取得で、下限面積を越えることになります。調査は【正】を久木山委員、【副】を川畠委員にお願いしております。よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

久木山委員

11 番久木山です。4 月 25 日（月）午前 9 時 40 分から、行政書士代理人、川畠委員と 3 名で申請のあった土地の調査を実施いたしました。10 ページ、11 ページを参照してください。申請地は、農用地区域外農地であり、現在譲受人が耕作していて、湊町○○は、譲受人の実家であります。今まで実家の農地を耕作手伝い経験が 30 年くらいあり、住まいは鹿児島市ですが、通作距離が 25 km で約 30 分程かかりますが、実家に隣接しているため、何も問題はないと思います。所有している農機具もトラクター等一式揃っていて、自家栽培で甘藷を栽培する計画です。調査したところ、何も問題はないと思いますが、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長

はい、ありがとうございます。ただ今 4 件について事務局の説明及び現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まず、2 ページ、3 ページの No. 1 について、何かご質疑ございませんでしょうか。

蓑手委員

いいですか。

議長 どうぞ。

蓑手委員 現状だけを確認したいんですけど、幹線道路の隣接する地域という格好になっているんだけど、畠一帯の中で、椿ということですが、隣接農地との問題はないですか。植えることは構わないんですけども、地図から見れば、海瀬へ走って行く道路の隣、道路沿いだが、どんな感じなんですか。

外薦委員 ○○は既に取得されて、今はらっきょう等を植えて耕作されていました。収穫されていました。その隣の対象地については、今見たとおり、もうかなり荒れています。ただ、そこで機械等を入れれば問題ないということで、先程も申し上げましたとおり、焼却場の近くに200本程度植付けをされているので、本来なら場所的には今言われるようにならの方がいいんでしょうけれど、本人がこちらを希望されていますので、我々としても何とも言い難いところがありました。

永井推進委員 参考意見を言っていいですか。

議長 はい、どうぞ。

永井推進委員 ここはですね、周りはほとんど畠なんですね。○○がほとんど作っています。それで、この所はずっと耕作放棄地だったんで、芋農家と人参農家で作ってもらつてはどうかということで、私は動いたんですが、ここについては、農政課の○○さんと、西委員が取りまとめられるということで、私は手を引いたことがあります。そこら辺を、西委員にどうなのかなと聞きたいところはあるんですけど。

西委員 私も、ずっと気になっていた所だったんですけど、1度農政課の方から、やり取りをしたい案件が出てきていますというところまでは聞いていたんですよ。それを永井さんにお伝えして、まだ話し合いは行っていないですとお伝えしてあったんですけど、そこは農政課の方が、一旦白紙になりましたと、私の方には言われたんです。

外薦委員 道路から奥の方は、木が何本か生えていました。それで、言われたとおり、昔我々が農協にいた時は、この辺は全部農協の方に委託されて、消毒までして、植付けをして、からいも農家が作っていましたしやつたんですよね。今はもうこんなに荒れてしまつて、逆に作つてもらえる方がいいんじゃないですかねと私は思ったんですが。

西委員 はい。

議長

はい、どうぞ。

西委員

永井さんが参考におっしゃっていたことと、周りが畑なんですよね。芋だったり、人参だったり、ほぼ野菜を作られていて、そこにポツンと椿の畑になつたら、周りに影響はどうかなと、私も思ったところでした。隣は自分の土地ですが、反対側は違いますよね。あと、道路を挟んで反対側一帯は畑なんですけど。

議長

近くには柑橘類はないんですか。

西委員

はい、付近にはないです。もうちょっと先に行かないといけません。

議長

以前ですね、認定農家との意見交換会の中で、柑橘類の果樹園の近くに椿が植栽された所があって、カイガラムシが、柑橘と同じような害虫が椿には付きやすいんだという話で、何で果樹園の近くにそんなものを植えさせたかという意見が出たことがあるんです。ですから、そんな心配はないのかなと思って、今聞いたところです。近くには柑橘類はないんですね。

西委員

周辺にはないんですけど、ちょっと離れたらあります。

外菌委員

右側に住宅があって、その奥にみかん畑があります。そこからここまででは、かなり間隔はあるんですよね。

永井推進委員

近くというのが、どのくらいを近くというのかですが。

久木山委員

すいません、〇〇は、今らっきょうを植えてあるんですが、実際言って無理して買ってもらった経緯があるんです。泥があって、作物が育たないという形で、誰も手を差し伸べなかつた所です。ですから、背丈を高くしないでもらってやれば、別に問題はないんじゃないかと思うんですけど。先程外菌委員が言われましたように、周りが全部畑で、野菜や作物を作っているんだったら許可はできませんが、現状のままでいけば、隣は本人の土地ですので、管理だけしていただければ問題はないんじゃないですか。ただ、条件を付けておけば、会長が言われるみたいに椿をやめる時には現状に戻すという形でお願いするということで、いかがでしょうか。

外菌委員

僕はもう一つですね、〇〇がもしかすればここもするのかなと、本人は子ども達のために 200 本程椿を植えて、その成長した時に油と一緒にとてあげると聞いたんです。ここも購入されて、梅か椿か植付

けられるんじゃないかなと感じました。

議長 他にご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようですね、次にNo.2について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんか。それでは次のNo.3について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんか。それでは次のNo.5について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑がないようでございます。一括してお諮りします。日程第2議案第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請、今回はNo.4を除いて4件申請がありましたが、4件とも申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第2議案第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請4件につきましては、申請のとおり許可することで決定いたしました。

次に進みます。日程第3議案第23号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は1件ですので、事務局の説明をお願いいたします。

松原主査 日程第3議案第23号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。12ページ、13ページをお開きください。本申請地は住宅街にあり、利便性が良く貸家とするのに適しているため、○○と○○の一部を一体利用し、2棟の貸家を建築したための申請であります。西側の○○が道路と段差があるため、○○の一部を道路として一体利用するものになります。

す。第2種農地の市街地近接農地となっております。調査委員は、【正】を西委員、【副】を樋ノ口委員にお願いしております。よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

西委員

5番西です。農地法第4条第1項の規定による許可申請のNo.1について、調査報告いたします。4月23日午後0時50分より代理人の行政書士立会いのもと、樋ノ口委員と私が調査を実施いたしました。資料の12から13ページをご覧ください。申請地は、第2種農地で、市街地近接農地です。本申請地は住宅街にあり、貸家を建築するのに適しているため、隣接する○○、○○の一部を一体利用し、2戸の貸家を建築したいとのことです。代替地についても検討しましたが、適当な土地が見当たらなかったそうです。周囲に農地はなく、北と南は宅地、西は通路、東は雑種地です。用水計画は、公共上水道、雨水排水は東側の水路へ放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理します。履歴事項全部証明書、定款、残高証明書、被害防除計画書、被害防除誓約書、事業計画書が提出されています。許可後すぐに着工したいとのことです。私どもの調査では、何ら問題ないと見てきましたが、ご審議の程、お願ひいたします。

議長

はい、ありがとうございます。事務局の説明及び現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入ります。皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。

私の方から質問してよろしいでしょうか。2種農地ということで、代替地の検討をしたということなんですが、具体的に何処どこを検討されて、どういう結果でだめだったんでしょうか。教えてください。

松原主査

代替地につきまして、報告がありましたものに関しては、湊町○○原野770m<sup>2</sup>です。それと、芹ヶ野○○山林519m<sup>2</sup>です。それから湊町○○畠411m<sup>2</sup>です。いずれも交渉が上手くいかなかつたということあります。

議長

はい、ありがとうございます。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。お諮りします。日程第3議案第23号農地法第4条第1項の規定による許可申請、今回は1件ですが、これ

につきましては、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第3議案第23号農地法第4条第1項の規定による許可申請1件につきましては、申請のとおり許可することで決定いたしました。

続きまして、日程第4議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は7件です。7件について事務局の説明、及び現地調査の報告を終了した後に、質疑に入りたいと思います。それでは、まずNo.1について、事務局の説明をお願いいたします。

松原主査

日程第4議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。14ページ、15ページをお開きください。

No.1について説明いたします。譲受人は現在借家住まい、子供が生まれ手狭になったため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。麓土地区画整理事業地域内にある農地で、第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は、【正】を古賀委員、【副】を蓑手委員にお願いしてあります。よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いいたします。

古賀委員

8番古賀です。日程第4議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について、4月22日（金）午後5時30分より、申請代理人立会いのもと、蓑手委員と調査をしましたので、報告をいたします。資料の14ページ、15ページをご覧ください。申請地は第3種農地、第1種中高層住居専用地域内にある農地で、転用目的は、現在借家住まいでの家族が増え手狭であるため、申請地を買い受けて、住居を建築したいためです。申請地の東側、西側、北側は宅地、南側は道路で、申請地の周囲には農地はなく、被害を及ぼす恐れはありません。被害防除計画書の造成計画は、現状のままで利用し、被害防除策として擁壁を設け、隣との境目は2段のブロック積みとします。用水計画は公共上水道、雨水排水は溜枡で水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽となっております。資金調達計画は、自己資金と融資で、許可後5月着工、10月くらいまでの予定です。被害防除計画書及び誓約書、融資証明書、残高証明書、仮換地指定通知書等が添付されており、何ら問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。次のNo.2について、事務局の説明をお願いします。

松原主査

続いて 16 ページ、17 ページをお開きください。No.2についてご説明いたします。譲受人は主に不動産業を営む会社で、申請地を買い受け、○○と一体利用し、宅地造成を行いたいための申請であります。第3種農地、第1種住居地域にある農地であります。農地法施行規則により用途地域内の宅地造成は可能となっております。調査委員は、【正】を樋ノ口委員、【副】を西委員にお願いしております。よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

樋ノ口委員

3 番樋ノ口です。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請のNo.2 です。4月 23 日午後 1 時より、代理人の行政書士と、西委員とで調査をしてきました。場所は 16、17 ページをご覧ください。申請地は第 3 種農地で、第 1 種住居地域にある農地です。転用目的は、譲受人は主に不動産業を営む会社で、申請地を買い受け、○○と一体利用し、宅地造成を行いたいためです。資金は自己資金です。被害防除計画書、被害防除誓約書が提出され、周囲に農地はなく、被害を及ぼす恐れはない状況です。東は宅地、西は道路、南は道路、北は宅地です。用地は現状のまま利用します。用水は公共上水道を利用、雨水排水は水路へ、汚水・生活排水は、合併浄化槽を設置します。残高証明書、宅地建物取引業者免許証、事業計画書等が提出されています。私たちの見たところ、何ら問題ないと見てきました。皆様方の審議をよろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。次に、No.3について事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.3についてご説明いたします。18 ページ、19 ページをお開きください。譲受人はNo.2 と同じ会社になります。申請地を買い受け○○と一体利用し、2 棟分を建築出来るよう区分けして、宅地造成を行いたいための申請であります。一体利用することにより、1 戸当たり概ね 500 m<sup>2</sup>を超える、1,103.19 m<sup>2</sup> の宅地造成となったため、面積超過理由書が提出してあります。西側の○○の一部が斜面で、竹や木が茂り造成することが出来ず、有効面積はおよそ 900 m<sup>2</sup>となっています。第3種農地、第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は、【正】を樋ノ口委員、【副】を西委員にお願いしております。よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

樋ノ口委員

3番樋ノ口です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.3です。4月23日午後1時より、代理人の行政書士と、西委員とで調査をしてきました。場所は18、19ページをご覧ください。申請地は第3種農地で、第1種中高層住居専用地域内にある農地です。今回の申請は、〇〇の畠、〇〇の畠を宅地造成し、宅地〇〇と一体利用したいという申請です。土地の条件としては、合わせて1,103.19m<sup>2</sup>になります、1棟当たり500m<sup>2</sup>を超えます。西側の〇〇は山林斜面部分で、約200m<sup>2</sup>が宅地として使用できないため、1棟当たり500m<sup>2</sup>を下回ります。申請地の造成計画では、約30cm切土を行います。周囲に農地はなく、被害を及ぼす恐れはないと思われます。また、境界には擁壁を設けます。周辺は東は道路、西は原野、南は道路、北は宅地と原野です。用水は公共上水道を利用、雨水排水は東側水路へ、污水・生活排水は、合併浄化槽を設置します。許可後早めに着工するそうです。資金は自己資金で行います。被害防除計画書、被害防除誓約書、事業計画書、面積超過理由書等が提出されています。私たちの見たところ、問題なしと見てきました。皆様方の審議を、よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。続きまして、No.4について事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.4について説明いたします。20ページ、21ページをお開きください。譲受人は現在借家住まい、子供が生まれ手狭になったため、申請地を買い受けて、住宅を建築したいための申請であります。麓土地区画整理事業区域内にある農地で、第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を古賀委員、【副】を蓑手委員にお願いしてあります。よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

古賀委員

8番、古賀です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.4について、4月23日（土）午後2時30分より、申請代理人と他1名立会いのもと、蓑手委員と調査をしましたので、報告をいたします。資料の20、21ページをご覧ください。申請地は第3種農地、第1種中高層住居専用地域内にある2筆の農地です。転用目的は、現在借家住まいで家族が増え、手狭であるため、申請地を買い受けて住居を建築したいそうです。申請地の東、西、北側は宅地、南側は道路で申請地の周囲には農地はなく、被害を及ぼす恐れはありません。被害防除計画書の造成計画は現状のままで利用し、被害防除策として擁壁を設け、隣との境目は2段のブロック積みとします。隣地の第5条第1項No.1の申請人もブロック積みされますので、2重のブロック積みにな

ります。用水計画は公共上水道、雨水排水は溜柵で水路放流、污水・生活雑排水は合併浄化槽となっております。資金調達計画は融資で、許可後 5 月着工 10 月くらいまでの予定です。被害防除計画書、被害防除誓約書、融資証明書、仮換地指定通知等添付されており、何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。それでは、次にNo.5について事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.5について説明いたします。22 ページ、23 ページをお開きください。譲受人は、土木や建築、不動産の売買、賃貸、管理等幅広く事業を行っている会社で、申請地を買い受けて、宅地造成をしたいための申請あります。麓土地区画整理事業区域内にある農地で、第3種農地で第1種住居地域内にある農地であります。調査委員は【正】を蓑手委員、【副】を古賀委員にお願いしております。よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

蓑手委員

2番、蓑手です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.5についての調査報告をいたします。4月 23 日（土）午後 2 時から、現地で譲受人の代理人行政書士立会いのもと、古賀委員と私が調査を実施しました。位置図は資料の 22、23 ページを参照してください。転用目的は、第3種農地、第1種住居地域内にある農地で、譲受人は土木、建築、不動産売買等幅広く事業を行っている会社で、申請地を買い受けて、1区画の宅地造成を行うため転用するものであります。土地の条件、付近の状況、位置は麓土地区画整理事業区域内にあって、宅地造成がされて、仮換地指定通知書類が添付され、北側に県道、東側に市道、西側と南側は宅地で、周囲には農地は存在していません。目的の確実性は、土地取得造成に係る費用は銀行融資資金で、融資証明書が添付されています。宅地造成の工事は、許可され次第5月に着工し、11月完了の計画となっています。宅地の造成は現状のままで利用し、土留め工事をして雨水の排水は自然流下させる被害防除計画で、被害防除に関する誓約書が添付されています。私どもの調査では、転用について何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございます。それでは、No.6について事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.6について説明いたします。24 ページ、25 ページをお開きください。

譲受人は現在借家住まいであるため、申請地を買い受け〇〇と一体利用し、住宅を建築したいための申請であります。第2種農地でその他の農地であります。調査委員は【正】を外菌 委員、【副】を野元委員にお願いしております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

外菌委員

10番外菌です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.6について4月21日午前9時より、申請人立会いのもと、野元委員と私が調査を実施しましたので報告いたします。申請地の位置図は24、25ページを参照してください。転用の目的は、現在借家住まいであるため、申請地を買い受け、自宅を建築するため申請するものです。農地区分は第2種農地、その他の農地です。この土地の他に代替地を2か所ほど検討されています。資金調達計画は、金融機関からの融資を受ける計画です。申請地の東側は市道、西側は宅地、南側は道路、北側は宅地です。被害防除計画は、申請地は現状のまま利用し、擁壁を設ける。周辺の農地の日照、通風等支障を及ぼす恐れを生じさせないための対策として、建物の高さを4m程度にする。用・排水計画の用水計画は公共上水道、雨水排水は溜枡、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理する計画です。被害防除計画書、被害防除誓約書、融資証明書が添付されており、工事は許可後着工です。特に問題はないと思われますが、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。それでは、No.7について事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.7について説明いたします。26ページ、27ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいであるため、申請地を買い受け、住宅を建築したいための申請であります。申請地から北と西側に農用地区域が広がっており、10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地の集団性となっています。また、申請地より家から家へ各50m以内に3軒以上ありますので、第1種農地の例外許可となる集落接続施設となっています。調査委員は【正】を外菌委員、【副】を野元委員にお願いしております。よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

外菌委員

10番外菌です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.7について4月21日午後4時50分より、申請人立会いのもと、野元委員と私が調査を実施しましたので報告いたします。申請地の位置図は26、

27 ページを参照してください。転用の目的は、現在借家住まいで手狭なため、申請地を買い受け、自宅を建築するため申請するものです。農地区分は第 1 種農地で集団性、集落接続施設で許可できる施設ということで、第 1 種農地で許可できる場合に農業用施設、地域農業振興に資する施設の施行令第 4 条第 1 項第 2 号イ、施行規則第 33 条で、集落接続施設があり、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に設置されるものが適用されます。ちなみに鹿児島県では、申請地より 50m 以内に住宅が 3 件以上あると許可されます。この土地の他に代替候補地を 2 か所ほど検討されています。資金調達計画は、金融機関からの融資を受ける計画です。申請地の東側は雑種地で通路、西側は雑種地で太陽光発電、南側は農地、北側は宅地です。東側通路は共有持ち分となります。南側の農地は簡単に出入りができるため、迷惑がかからないよう農地所有者と良く話し合いをするように指導しました。被害防除計画は、申請地は現状のまま利用し、擁壁を設ける。周辺の農地の日照、通風等支障を及ぼす恐れを生じさせないための対策として、建物の高さを 4 m 程度にする。用・排水計画の用水計画は公共上水道、雨水排水は溜枠、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理する計画です。被害防除計画書、被害防除誓約書、融資証明書が添付されており、工事は許可後着工です。特に問題はないと思われますが、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。ただ今許可申請のあった 7 件について、事務局の説明と現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入ります。1 件ずつ検討していきたいと思っています。まず、14 ページの No. 1 について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。次に 16 ページの No. 2 について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。次の 18 ページ、No. 3 について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。次に 20 ページの No. 4 について何かご

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特ないようでございます。次に 22 ページのNo.5についてご質疑ございませんでしょうか。ちょっと、私の方から質問してよろしいでしょうか。これは、宅地造成ということですが、何棟分を予定しているんですか。計画としては、1 棟分ですか。

蓑手委員

1 棟分というか、1 区画という表現にしてあるものですから、面積的には広いなど、他の隣接する住宅の規模からすると、2 棟分、2 分割くらいされるのかなという格好で思ったりしています。そこまでの確認はしていません。書類上では1 区画ということで出ているようあります。

議長

他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特ないようでございます。次の 24 ページ、No.6について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

それでは最後、26 ページのNo.7について何かご質疑ございませんか。あの、1 種農地の案件ですね、慎重に判断をしないといけないと思うんですが、この周辺に3 戸宅地があるということになっているんですが、これは人が住んでいる住宅で考えてよろしいですかね。

外薦委員

ちょうど、この住宅に住んでいらっしゃる方の共有で、畠の人達も含めて共有になっています。

篠原主幹

(スクリーンの写真を指しながら) こと、こと、この裏に屋根が見えますけど、3 件住んでいらっしゃいます。

議長

私の方から質問してよろしいでしょうか。代替え地の検討をされたということなんんですけど、何処どこで、その検討の結果はどうだったんでしょうか。

松原主査

候補としましては、生福〇〇雑種地 398 m<sup>2</sup>、それから生福〇〇畠

841 m<sup>2</sup>となっております。理由的には、土地の広さや価格で、折り合ひがつかなかったということです。

議長 他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございますので、一括してお諮りしたいと思います。日程第4議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可申請今回7件でございますが、いずれも申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第4議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可申請については、いずれも申請のとおり許可することで決定いたしました。なお、最後のNo.7につきましては、1種農地の転用申請でありますので、県の農業会議の常設審議委員会に諮る必要がありますので、5月に開かれます常設審議委員会の意見を聞いた上で、OKが出れば許可を出すということになりますので、ご承知おきください。

次に進みます。日程第5議案第25号農地法第5条事業計画変更に係る申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

松原主査 日程第5議案第25号農地法第5条の規定による事業計画変更に係る申請についてです。28ページ、29ページをお開きください。令和元年7月25日付け指令農振第5号331で農地法第5条の規定により許可を受けた当初の転用計画では、営農型太陽光発電施設の下部の農地における栽培は、原木しいたけ栽培であります。現在も計画通りの収穫が見込めてはいますが、常時散水により栽培環境を整える必要があり、散水用の水槽の設置をしたが、必要量を確保出来ず、莫大な時間と労力を要している。その他、乾燥用の灯油代や原木の入れ替え及びしいたけ菌代、人件費や諸経費で採算が厳しい状況であります。今後20年に及ぶ営農を考えた場合、別の場所の営農型太陽光発電施設の下部で栽培しているひさかきに栽培作物を統一することで生産効率を上げ、営農継続を第一と考え、「原木しいたけ栽培」から「ひさかき栽培」へ変更したい旨の、事業計画変更申請であります。調査委員は【正】を木場委員、【副】を池田委員にお願いしております。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、調査委員の報告をお願いします。

木場委員

6番木場です。農地法第5条事業計画変更に係る申請について報告いたします。調査を4月25日午後1時30分より、池田委員と申請人の会社の営農型太陽光発電施設の担当者2人と私の計4人で調査をしてまいりました。28ページ、29ページを参照してください。転用目的は、当初の計画は原木しいたけ栽培であったが、常時散水により栽培環境を整える必要があり、散水用の水槽の設置をしたが、必要量を確保出来ず、莫大な時間と労力を要している。その他乾燥用の灯油代や原木の入れ替え及びしいたけ菌代、人件費、諸経費で採算が厳しい状況である。別の場所の営農型太陽光発電施設の下部で栽培しているひさかきに栽培作物を統一することで、生産効率を上げ、営農継続を第一と考え、原木しいたけ栽培から、ひさかき栽培へ事業計画変更することで、事業を継続したいための申請です。目的の確実性は、7月が更新月なので、その前に原木しいたけを撤去し、現状は砂利を敷いてあるので、それを取り除き、ひさかき栽培用の土を入れ、整地して336本の苗を植えることです。かかる費用は自己資金です。6月より作業を始めて、10月頃植え付けて80%くらいの収穫を得るには、5年くらいはかかるとのことでした。被害防除計画書、被害防除誓約書、事業計画書、残高証明書、履歴事項全部証明書、定款、変更営農計画書が添付されています。私達が調査をした結果は、しいたけ栽培も大変だったように、ひさかき栽培も大変だろうなと思いました。1時間くらい熱く話してくださいました。大変な経費を使われての変更なので、専門の人の指導を受けながら栽培していかれることでした。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

はい、ただ今事務局の説明及び現地調査の報告がありました。それでは、ただ今から質疑に入ります。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

蓑手委員

今こここの原木は何本位敷設してあるんですか、どれくらいの規模なんだろうと思って質問なんですか。

議長

わかりますか。

松原主査

4月当初で原木840本を許可しております。

蓑手委員

これを撤収して、圃場整備をしてまた植えるとなると、機械ですね。土の状態じゃなくて、砂利やらコンクリートを撤去する機械が、この高さで入るのかなと感じております。

木場委員 機械は入ります。私達が入ってきた所は、地図の道になっている所で、軽自動車しか通してもらえません。〇〇山林と、〇〇畠の間の方の自動車屋さんのここに入る所からだったら結構広い道路になつていて、そこから出入りをしたら、機械も入るんです。原木を載せてあるのも鉄のパイプがずっと入っていまして、下は砂利です。それを全部 30 cm位取り除いて、また土を入れてされるということで、結構大変です。会社だからできるのかなと思いました。

議長 他にご質疑ありませんか。

樋ノ口委員 いいですか。

議長 はい、どうぞ。

樋ノ口委員 これから見ると、ちょっと中が暗くなっているんですが、ひさかきを植える高さにしたら、今の土地と同じ位の高さになるのかなと思いました。あと、写真では暗く写っているんですけど、植える所は手前だけなのか、奥にも植えられるのか。

木場委員 これは、しいたけをするために、遮光シートをしてあつたんすけれど、ここはすごく風が強くて、後ろの方は破れて、これは取り外すと。ひさかきにはあまり日照は必要でないということです。

議長 構造的には、市来農芸高校の近くに設置したものと、高さなんかは全く一緒ですよね。

樋ノ口委員 下の支柱のブロックがありますよね。農地としては平地ですとの違いますからね。

久木山委員 営農型はこの高さは決まっておりませんので、問題はないんじゃないかなと思います。下は、農業をするようになっているわけですね。

蓑手委員 事例が、栽培先例があるわけですからね。

議長 他にありませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございますので、お諮りします。日程第5議案第 25 号農地法第 5 条事業計画変更に係る申請については、申請の

とおり事業計画変更を許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第5議案第25号農地法第5条事業計画変更に係る申請については、申請のとおり計画変更を許可することで決定いたしました。

30ページをお開きください。日程第6議案第26号非農地証明願についてを議題とします。今回は3件の申請でございますが、いずれもこれまで違反転用事案ということで、農業委員の現地調査なり、指導対象としてあった案件でございますので、現地調査の報告は省略して事務局の説明をお願いしたいと思います。それでは、事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第6議案第26号非農地証明願についてであります。30ページ、31ページをお開きください。No.1について説明いたします。昭和63年頃より駐車場として利用されており、現在に至っている状況であります。

No.2について説明いたします。32ページ、33ページをお開きください。平成6年位に、亡〇〇氏が貸家を建築してから現在に至っている状況であります。

No.3について説明いたします。34ページ、35ページをお開きください。20年以上前から、亡〇〇氏が貸している土地に、〇〇がビニールハウスや事務所を建てて使っている状況であります。

議長

ありがとうございます。今回は3件ですが、利用状況調査で現地を確認された農業委員の方は、補足がありましたら出してください。ありませんか。

木場委員

はい、No.3の園芸用の苗屋さんですよね、この申請人に話を持って行った時には、最初は農業用としてはだめなのかなと言われたんですけど。最初は建屋が建っていたような気がしたんです。今はもうハウスのパイプが建っているんですかね。ここで申請が上がってきたので、納得してくださったのかなと思いました。

川畑委員

結局ここは、事務所が建っていたんですよね。

木場委員

前は建っていました。

久木山委員

これは、駐車場の感じがしますね。

川畠委員 農家さんじゃないわけですから。

久木山委員 第三者ですから。

議長 私から質問していいですか。No.1についてですが、写真を見せてください。構造物も何もないようなんんですけど、砂利が敷いてあるんですけど、農地に戻すという選択肢はないんですか。難しいですか。

木場委員 難しいです。

議長 他にご質疑ありませんか。特にご質疑ないようですので、お諮りします。日程第6議案第26号非農地証明願今回は3件ですが、3件とも申請の通り非農地証明書を発出することによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第6議案第26号非農地証明願今回の3件については、申請の通り非農地証明書を発出することで決定いたしました。

次に進みます。日程第7議案第27号農用地利用集積計画書案（一括方式）についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査 36ページをお願いします。日程第7議案第27号4月分の農用地利用集積計画書案一括方式は、6件10筆6,112m<sup>2</sup>です。前回は基盤強化法の契約であったものから中間管理法の契約に変更する1番を含み、これらは全て新規の契約です。所有農地のある借人の方は、農地を全て耕作しておられます。また、貸人の方で（ ）書きの方は亡くなっている方です。利用権を設定する者の欄は、相続代表者の氏名を記載してございます。よろしくお願ひします。

議長 ただ今、事務局の説明がございました。今回は、6件10筆6,112m<sup>2</sup>の利用集積計画です。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございますので、お諮りします。日程第7議案第27号農用地利用集積計画書案（一括方式）につきましては、ただ今報告のあったとおりの内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第7議案第27号農用地利用集積計画書案（一括方式）につきましては、36ページで報告のあったとおりの内容で決定をいたしました。

以上で、議事の方は全て終わりました。

議事録署名委員

・ \_\_\_\_\_  
・ \_\_\_\_\_